令和８年第８回総社市農業委員会総会議事録

１　開会　　令和８年７月２１日（火）　午前１０時１５分

２　閉会　　令和８年７月２１日（火）　午前１１時３９分

３　場所　　総社市役所４階　大会議室

４　出席または欠席した委員

出席　　１３人

１番　綾部　英男	２番　大塚　光男
３番　藤井　久美	４番　河田　健雄
５番　定井　正雄（会長）	６番　渡邉　豊
７番　秋山　陽太郎（農地担当）	８番　平田　正勝
９番　髙谷　幹晴	１０番　林　明倫
１１番　小西　忍	１２番　澁江　隆司
１３番　仮谷　昌典（農政担当）	

欠席　　２人

１４番　渡邊　則文	１５番　若林　勤

５　職務及び説明のため出席した者の職氏名

市長　片岡　聡一

農業委員会事務局

局長　前谷　学　　次長　石川　浩二　　主任　角田　祥

６　議事録署名委員

１番委員　　２番委員

７　本日の議事日程

日程第１　　議席の決定

日程第２　　会長の選出について

日程第３　　議事録署名委員の指名

日程第４　　会期の決定

日程第５　　会長代理の選出について

日程第６　　総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員評価委員の選出について

日程第７　　総社市農業委員会運営委員会委員の選出について

日程第８　　特別委員会の設置及び特別委員会委員の選出について

日程第９　　総社市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

日程第１０　総社市耕作放棄地対策協議会委員の推薦について

日程第１１　総社市都市計画審議会委員の推薦について

日程第１２　総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

８　議事経過の概要

次のとおり

開会　午前１０時１５分

（次長）

皆様，ご起立願います。

礼

ご着席願います。

本総会は，農業委員の任期満了による任命後，最初に行われる総会でございますので，農業委員会等に関する法律第２７条第１項の規定に基づき，市長が招集しております。

それでは，初めに招集にあたりまして，片岡市長からご挨拶を申し上げます。

（市長）

おはようございます。

今日は，初の総会ということで農業委員１５名のうち８名の方が新人の方でございます。農業委員は，議会が同意し市長が任命するということになっております。一昔前は選挙制度で定数より多ければ選挙で農業委員が選ばれていました。県北では熾烈な農業委員の選挙戦を行っていたのも事実であります。

現在の制度になってこうして選ばれるわけですが，いかようであれ選挙で重要な方々を選んでいた時と，指名しているということにおいては，まったく変わりはございません。市議会に上程し，同意を得ているのですから，どなたとも満場一致で同意されています。本日をもって新たな体制としてよろしくお願いをしたいと思います。

さて，農業は多くの方々が来賓の祝辞とかで，農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがありという枕詞を殆どの方が言われます。私はそれも一つあるかと思いますが，逆にこのような状態であればこそ，新規就農者が立ち上がっていくとか，新しい産物を増やしていくとか，これまで新規就農者が市全体で既に５７人，そのうち市外から２１人の方が来られています。容易に圃場を得やすいということなど，新たな参入者が入りやすい環境であるということは間違いないところだと思います。

総社市の農地面積は，２，７５０ヘクであります。このうち水田が２，２３４ヘク，市全体の農地のうち水田が８１パーセント，残りの部分が桃でありブドウであり野菜であります。

市内の農家数は，２，２２６戸そのうち水稲を実際にしている方が，販売農家数では１，１８３戸であります。１，１８３のうち水稲販売が９２パーセント，全体の１，０９０世帯が米を作っていますが，自力で作れなくなっている方，他者任せの方が面積でいうと２９．９パーセント，２９．９パーセントが高齢化のため或いは担い手不足のために自分で出来ないという方々であります。約３割の方がギブアップという状況になっているというのが実態数字であります。

ここの部分を負の遺産と捉えるか，チャンスと捉えるかというのは，人それぞれかも知れませんが，我々は皆様方による流動化によって最終決着してもらうというのが理想形であります。

土地所有者にさまざまな考え方があって収穫できた米が欲しいとか，刈るのだけお願いする

とか，さまざまな要望が絶えないわけであります。その不満とか，困っている状況が市に寄せられてきます。それを解決ができるシステムを総社代行社中という呼称でやろうということで，地食べ公社などが中心となって取り組んできたわけですが，代行社中の登録者数は２５団体になっています。実態として代行社中が耕作した件数が１２件ということで，これが多いか少ないかといえば，私はやや少ないかなと思いますけど，皆様方と共に代行社中も含めて流動化推進に力をお貸し願えればと思っております。

また，一方で桃とかブドウとか，秋山委員もおられますが，今とても忙しい時期だと思いますが，果樹においても皆さんが一生懸命頑張ってくださっております，先般も秦の選果場に行きましたが，これからがシーズンになります。伸び行くところは伸び行くかたちを作り上げて，皆で力を合わせて１５人の体制による農業委員会で大いに総社市民，総社の農業を伸ばしていただくことにご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして，ご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

（次長）

ありがとうございました。

市長は，公務のためここで退席いたします。

【市長退席】

（次長）

次に，委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。

あいうえお順となっております席の順にお願いします。

【農業委員自己紹介】

（次長）

続きまして，事務局職員から自己紹介を申し上げます。

【事務局職員自己紹介】

（次長）

本日は，任命後初めての総会であります。

会長が選挙されるまでの間，地方自治法第１０７条の規定に準じ，年長の委員が臨時に議長の職務を行うことといたします。

ただ今の出席委員中，定井正雄委員が年長の委員でありますので，臨時議長をお願いいたします。

それでは，定井正雄委員，議長席へお願いいたします。

【議長席へ移動】

（臨時議長）

ただ今，ご紹介いただきました定井でございます。

地方自治法第１０７条の規定に準じ，臨時に議長の職務を行いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

ただ今の出席は，１３名，欠席者は，渡邊則文委員，若林勤委員の２名でございます。

農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する，在任する委員の過半数が出席しています。よって，総会が成立していることを報告いたします。

ただ今より，令和８年第８回総社市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は，お手元に配布いたしております日程表のとおり会議を進めて参りますので，ご協力よろしくお願い申し上げます。

なお，発言される場合は，必ず挙手をし，議席番号を言ってから発言するようにしてください。この議席番号につきましては，次のくじ引きで議席番号が決まりますのでよろしくお願いします。

また，携帯電話は電源を切るか，マナーモードにするようお願いいたします。

【日程第１　議席の決定】

（臨時議長）

それでは，日程第１，議席の決定を行います。

総社市農業委員会会議規則第３条の規定により，委員の議席は，任命後初めて招集された総会において，くじで議席を定めることになっています。

それでは，現在，着席されております議席番号の若い方から，くじを引いていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

くじ引きをお願いいたします。

（委員）

【くじ引き】

（臨時議長）

座席番号は，くじ引きの数字の座席へ移動をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

議席及び番号は，ただ今，着席のとおり決定いたします。

【議席への移動】

【日程第２　会長の選出について】

（臨時議長）

次に，日程第２，会長の選出について議題といたします。

農業委員会等に関する法律第５条第２項の規定により，会長は委員が互選した者をもって充てるとされています。このことから，選挙の方法についていかがな方法で行いましょうか。

（３番委員）

選考委員会委員による指名推選。

（臨時議長）

ただ今，ご発言のありました選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが，他にご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（臨時議長）

ご意見がないようですので，選考委員会委員による指名推選の方法により行うことでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（臨時議長）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は，選考委員会委員による指名推選によることに決定いたしました。

選考委員会委員の選出は，いかがいたしましょうか。

（３番委員）

臨時議長の指名。

（臨時議長）

臨時議長の指名という声がありましたが，他にご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（臨時議長）

ご意見がないようですので，臨時議長の指名ということでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（臨時議長）

ご異議なしと認めます。

よって，選考委員会の選出は，臨時議長による指名することに決定いたしました。

それでは，私から選考委員会委員を指名いたします。

７番委員，１１番委員，１２番委員，１３番委員の４人を指名したいと思いますがいかがでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認め選考委員会委員は，７番委員，１１番委員，１２番委員，１３番委員の４人を指名いたします。

それでは，選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際しばらく休憩いたします。

【午前１０時４３分から午前１０時４５分まで休憩】

（臨時議長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員の代表の方は，選考結果を報告願います。

（７番委員）

選考委員会の結果を報告いたします。

選考委員会で審議したところ，５番委員を会長に指名推選することに決しましたことをご報告いたします。

（臨時議長）

選考委員会から報告がありました５番委員を臨時議長において会長に指名することにいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（委員）

異議なし

（臨時議長）

ご異議なしと認めます。

よって，会長に５番委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今，臨時議長において指名いたしました，５番委員を会長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（臨時議長）

ご異議なしと認めます。

よって，ただ今，指名いたしました５番委員が会長に当選されました。

この際，ご挨拶を申し上げます。

（会長）

不慣れな点が多々あるかと思いますが，皆様方のご協力を得ながら，会長としての責務を果たしていきたいと思っていますので，よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが，会長就任のあいさつとさせていただきます。

それでは，議長は会長が務めることになっておりますので，引き続き，議事の進行を務めさせていただきます。

【日程第３　議事録署名委員の指名】

（会長）

日程第３，議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は，総社市農業委員会会議規則第３３条の規定により，１番委員，２番委員の２名を指名いたします。

【日程第４　会期の決定】

（会長）

次に，日程第４，会期の決定を行います。

総会の会期は，総社市農業委員会会議規則第５条の規定により，本日１日限りと決定いたします。

【日程第５　会長代理の選出について】

（会長）

次に，日程第５，会長代理の選出について議題といたします。

農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定により，会長が欠けたとき又は事故があるときは，委員が互選した者がその職務を代理することとされています。

このことから，会長代理を選出するものであります。

会長代理の選挙の方法について，いかがな方法により行いましょうか。

（３番委員）

選考委員会委員による指名推選。

（会長）

選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが，他にご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，選考委員会委員による指名推選の方法により行うことでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，会長代理の選挙の方法は，選考委員会委員の指名推選とすることに決定いたします。

それでは，選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際，しばらく休憩いたします。

【午前１０時４８分から午前１０時５０分まで休憩】

（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会委員の代表の方は，選考結果を報告願います。

（７番委員）

選考委員会の結果を報告いたします。

慎重に審議したところ，１１番委員を会長代理に指名推選することに決しましたことをご報告いたします。

（会長）

選考委員会から報告がありました１１番委員を会長において会長代理に指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，会長代理に１１番委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今，会長において指名いたしました１１番委員を会長代理の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，ただ今，指名いたしました１１番委員が会長代理に当選されました。

この際，会長代理からご挨拶があります。

（会長代理）

先ほど会長代理の選出について私が選ばれました。

私で良いのかなと思っている次第であります。私も６年間やってきました。分からないことも沢山ありますが，事務局の方と各委員の方のご協力を得ながらやっていきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

（会長）

１１番委員，会長代理の席へ移動をお願いいたします。

【日程第６　総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員評価委員の選出について】

（会長）

次に，日程第６，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員評価委員の選出について議題といたします。

農業委員会等に関する法律第１７条に規定する農地利用最適化推進委員の候補者を評価するため，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を設置することとされております。

評価委員会の委員として，会長，会長代理，農業委員会総会で選出された者３名で組織することとされています。このことから，３名を選出するものであります。

３名の選出方法につきまして，いかがな方法により行いましょうか。

（３番委員）

選考委員会委員による選考。

（会長）

選考委員会委員による選考という意見がありましたが，他にありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，選考委員会委員による選考により行うことでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，評価委員会の委員３名の選出方法は，選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは，選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際，しばらく休憩いたします。

【午前１０時５４分から午前１０時５６分まで休憩】

（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は，選考結果を報告願います。

（７番委員）

選考委員会において，慎重に審議したところ，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に７番委員，１２番委員，１３番委員の３名を選考することに決定したことを報告いたします。

（会長）

選考委員会から報告がありました，

７番委員，１２番委員，１３番委員の３名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に選出することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認め，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員に選出することに決定いたしました。

【日程第７　総社市農業委員会運営委員会委員の選出について】

（会長）

次に，日程第７，総社市農業委員会運営委員会委員の選出について議題といたします。

総社市農業委員会運営委員会規程第３条の規定により，この委員会の構成委員は６名とされております。運営委員会は，会長，会長代理及び委員４名をもって構成するとされていることから，会長及び会長代理を除く４名の運営委員を選出するものであります。

ここで，委員の皆様にお諮りしたいことがあります。

これまで運営委員の中から，農地担当１名，農政担当１名を選出していましたが，今期はいかがいたしましょうか。

（３番委員）

農地担当，農政担当は今までどおり選出。

（会長）

農地担当及び農政担当を選出との意見がありましたが，他にご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，お諮りいたします。

今期も運営委員の中から農地担当１名，農政担当１名を選出することにご異議はありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，運営委員の中から農地担当１名，農政担当１名を選出することに決定いたしました。

次に，運営委員４名の選出及び運営委員４名の中からの農地担当１名，農政担当１名の選出方法につきまして，いかがな方法により行いましょうか。

（３番委員）

選考委員会委員による選考。

（会長）

選考委員会委員の選考という意見がありましたが，他にご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，選考委員会委員による選考の方法により行うことでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，運営委員４名の選出及び運営委員４名の中からの農地担当１名，農政担当１名の選出方法は，選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは，選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際，しばらく休憩いたします。

【午前１０時５９分から午前１１時２分まで休憩】

（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員の代表の方は，選考結果を報告願います。

（７番委員）

選考委員会では，慎重に審議したところ総社市農業委員会運営委員会委員に７番委員，１２番委員，１３番委員，１５番委員の４名を選考することに決定しました。

また，農地担当に７番委員，農政担当に１３番委員を選考することに決定したことを報告いたします。

（会長）

ただ今，選考委員会から報告がありました７番委員，１２番委員，１３番委員，１５番委員の４名を総社市農業委員会運営委員会委員に選出すること。また，７番委員を農地担当，１３番委員を農政担当に総会において選出することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認め，選出することに決定いたしました。

【日程第８　特別委員会の設置及び特別委員会委員の選出について】

（会長）

次に，日程第８，特別委員会の設置及び特別委員会委員の選出について議題といたします。特別委員会の設置については，総社市農業委員会会議規則第２５条第１項の規定により，必要がある場合は，会議に諮って設けることができることとなっています。

これまで，農業委員会は，総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を特別委員会として設置しておりました。

事務局から総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会の内容について，説明をお願いします。

（次長）

特別委員会の内容について説明をいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会は，農地パトロールなど遊休農地の解消に向けた方策について，検討・協議することを目的として設置するものです。

また，総社市農業委員会だより編集特別委員会は，年１回発行しております農業委員会だよりの編集方針及び編集内容等を検討することを目的として設置するものです。

（会長）

今期につきましても，この２つの特別委員会を設置したいと思いますが，ご意見等ありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，お諮りいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，総社市遊休農地対策特別委員会及び総社市農業委員会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

続きまして，それぞれの特別委員会委員の定数についてお諮りいたします。

これまで，総社市遊休農地対策特別委員会が６名，総社市農業委員会だより編集特別委員会が６名の委員定数でありました。

今期につきましても，総社市遊休農地対策特別委員会の定数を６名，総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を６名にしたいと思います。

このことについて，ご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，お諮りいたします。

総社市遊休農地対策特別委員会の定数を６名，総社市農業委員会だより編集特別委員会の定数を６名にすることにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，総社市遊休農地対策特別委員会の定数を６名，総社市農業委員会だより編集特別委

員会の定数を６名とすることに決定いたしました。

次に，総社市遊休農地対策特別委員会委員及び総社市農業委員会だより編集特別委員会委員の選出についてでありますが，総社市農業委員会会議規則第２６条の規定により，特別委員は総会において選挙するとあります。

総社市遊休農地対策特別委員会委員及び総社市農業委員会だより編集特別委員会委員の選挙の方法について，いかがな方法により行いましょうか。

（３番委員）

選考委員会委員による指名推選。

（会長）

選考委員会委員による指名推選という意見がありましたが，他にご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，選考委員会委員による指名推選の方法により行うことでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，選挙の方法は，選考委員会委員の指名推選とすることに決定いたしました。

それでは，選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際，しばらく休憩いたします。

【午前１１時７分から午前１１時１０分まで休憩】

（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会の代表の方は，選考結果を報告願います。

（７番委員）

選考委員会では，慎重に審議したところ，総社市遊休農地対策特別委員会委員に１番委員，５番委員，６番委員，７番委員，８番委員，１０番委員の６名を指名推選することに決定いたしました。

また，総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に２番委員，３番委員，４番委員，９番委員，１４番委員，１５番委員の６名を指名推選することに決しましたことを報告いたします。

（会長）

選考委員会から報告のありました総社市遊休農地対策特別委員会委員に１番委員，５番委員，６番委員，７番委員，８番委員，１０番委員の６名を会長において指名することにいたしたいと思います。

また，総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に２番委員，３番委員，４番委員，９番委員，１４番委員，１５番委員の６名を会長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，会長において総社市遊休農地対策特別委員会委員に，１番委員，５番委員，６番委員，７番委員，８番委員，１０番委員を指名することにいたしたいと思います。

また，総社市農業委員会だより編集特別委員会委員に２番委員，３番委員，４番委員，９番委員，１４番委員，１５番委員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認め，ただ今，指名いたしました委員が当選されました。

【日程第９　総社市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について】

【日程第１０　総社市耕作放棄地対策協議会委員の推薦について】

【日程第１１　総社市都市計画審議会委員の推薦について】

（会長）

次に，日程第９から日程第１１までの議題について一括審議したいと思います。

日程第９，総社市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦及び日程第１０，総社市耕作放棄地対策協議会委員の推薦については，総社市産業部農林課からの推薦依頼であります。

推薦人数につきましては，総社市農業振興地域整備促進協議会委員が２名，総社市耕作放棄地対策協議会委員が４名であります。

次に，日程第１１，総社市都市計画審議会委員の推薦につきましては，総社市建設部都市計画課から１名の推薦依頼であります。

総社市農業振興地域整備促進協議会，総社市耕作放棄地対策協議会，総社市都市計画審議会の業務内容等について事務局から説明をお願いします。

（次長）

総社市農業振興地域整備促進協議会につきましては，目的は，農業振興地域整備計画の策定，変更等に関する重要事項について審議し，市長に答申または意見を述べる機関であります。事務局は，産業部農林課が担当しております。

次に，総社市耕作放棄地対策協議会につきましては，目的は，耕作放棄地を解消していくための対策を協議する機関であります。事務局は，同じく産業部農林課が担当しております。

次に，総社市都市計画審議会につきましては，目的は，都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ，必要な調査及び審議を行う機関であります。事務局は，総社市建設部都市計画課が担当しております。

それぞれの任期につきましては，総社市農業振興地域整備促進協議会委員の任期が，令和１０年３月３１日，総社市耕作放棄地対策協議会委員の任期が令和９年３月３１日，総社市都市計画審議会委員の任期が令和９年５月３１日までであります。

以上であります。

（会長）

総社市農業振興地域整備促進協議会，総社市耕作放棄地対策協議会，総社市都市計画審議会の推薦について，いかがな方法により行いましょうか。

（３番委員）

選考委員会委員による選考。

（会長）

選考委員会委員による選考という意見がありましたが，他にご意見はありませんか。

（委員）

なし。

（会長）

ご意見がないようですので，選考委員会委員による選考により行うことでよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

よって，総社市農業振興地域整備促進協議会委員２名，総社市耕作放棄地対策協議会委員４名，総社市都市計画審議会委員１名の推薦については，選考委員会委員で選考することに決定いたしました。

それでは，選考委員会委員の方は別室で協議をお願いいたします。

この際，しばらく休憩いたします。

【午前１１時１７分から午前１１時２０分まで休憩】

（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員会代表の方は，選考結果を報告願います。

（７番委員）

選考委員会では，慎重に審議したところ，総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に５番

委員，７番委員，総社市耕作放棄地対策協議会の委員に５番委員，６番委員，１１番委員，１３番委員，総社市都市計画審議会委員に３番委員をそれぞれ選考したことに決定したことを報告いたします。

（会長）

選考委員会から報告がありました総社市農業振興地域整備促進協議会の委員に５番委員，７番委員，総社市耕作放棄地対策協議会の委員に５番委員，６番委員，１１委員，１３委員，総社市都市計画審議会の委員に３番委員をそれぞれ推薦することとしてよろしいでしょうか。

（委員）

異議なし。

（会長）

ご異議なしと認めます。

それぞれ推薦することに決定いたしました。

【日程第１２　総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について】

（会長）

次に，日程第１２，総社市農業委員会の農地最適化推進委員の委嘱について議題といたします。

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第７条の規定により，農地利用最適化推進委員候補者の評価を評価委員会へ求めていましたが，評価委員会からその評価結果報告がありました。

各委員のお手元に評価委員会の評価結果をお配りしていますので，ご覧いただければと思います。

この総会で，それぞれの選挙区ごとに農地利用最適化推進委員候補者を決定し，８月１日付けで委嘱する予定であります。

それでは，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第８条の規定により，区域ごとに候補者を決定していきたいと思います。

【第１区】

（会長）

まず，第１区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第１区は定数７名に対しまして８名の候補者であります。

お手元の評価結果をご覧ください。

何かご意見はございませんか。

（委員）

なし。

（会長）

それでは，第１区につきましては，評価委員会の評価どおり，上位７名を候補者に決定することとしてよろしいか。

（委員）

異議なし。

（会長）

異議なしと認め，第１区につきましては，評価委員会の評価どおり，上位７名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

【第２区】

（会長）

続きまして，第２区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第２区は定数５名に対しまして５名の候補者であります。

何かご意見はございませんか。

（委員）

なし。

（会長）

それでは，第２区につきましては，評価委員会の評価のとおり，５名を候補者に決定することとしてよろしいか。

（委員）

異議なし。

（会長）

異議なしと認め，第２区につきましては評価委員会の評価のとおり，５名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

【第３区】

（会長）

続きまして，第３区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第３区は定数３名に対しまして３名の候補者であります。

何かご意見はございませんか。

（委員）

なし。

（会長）

それでは，第３区につきましては，評価委員会の評価のとおり，３名を候補者に決定することとしてよろしいか。

（委員）

異議なし。

（会長）

異議なしと認め，第３区につきましては評価委員会の評価のとおり，３名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

【第４区】

（会長）

続きまして，第４区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。

第４区は定数３名に対しまして３名の候補者であります。

何かご意見はございませんか。

（委員）

なし。

（会長）

それでは，第４区につきましては，評価委員会の評価のとおり，３名を候補者に決定することとしてよろしいか。

（委員）

異議なし。

（会長）

異議なしと認め，第４区につきましては評価委員会の評価のとおり，３名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者に決定しました第１区から第４区までの１８名を，農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定により，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することとしてよろしいか。

（委員）

異議なし

（会長）

異議なしと認め，第１区から第４区までの１８名を総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定しました。

（会長）

以上をもちまして，今期総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

次に，事務局から事務連絡がありましたらお願いいたします。

（事務局）

【事務局からの事務連絡】

（会長）

以上をもちまして，令和８年第８回総社市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会　午前１１時３９分